

熊本市水の科学館あり方検討業務委託契約候補者審査基準

熊本市水の科学館あり方検討業務委託契約候補者審査の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 「熊本市水の科学館あり方検討業務委託契約候補者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本市水の科学館あり方検討業務委託契約候補者選定委員会」において、提案及びヒアリングを基に審査を行う。
- (2) 審査の方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数を競う「プロポーザル方式」により行う。

2 審査手順

- (1) 提案書等受付時に総務課(以下「事務局」という。)にて提示金額が提案上限額以内であるかを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合は、その提案書は無効とする。
- (2) 選定委員会の委員(以下「委員」という。)は、提案書等の記載内容を確認する。
- (3) 選定委員会において、提案者に対し、ヒアリングを実施する。
- (4) 委員は、「別表 審査項目」に示した項目ごとに評価する。
- (5) 事務局は、(4)をもとに各委員が評価した点数を提案者ごとに合計し、全委員の合計点数を提案者の得点とする。

3 契約候補者の選定

- (1) 審査の結果、得点の最も高い提案者を契約候補者、次点の提案者を契約次点候補者として選定する。
- (2) 複数の提案者が同点の場合、「提案内容」の合計点数が高い提案者を上位とする。
「提案内容」の合計点数も同点の場合は、委員の協議により選定する。
- (3) 提案者の得点が基準点(委員の人数×100点×60%)に満たない場合、要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。